

会員の皆様へ

大川信用金庫

所在不明会員の除名に係る対応に関するお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成26年9月に信用金庫法施行規則が改正され、長期間所在が不明となられている会員（以下、「所在不明会員」といいます。）の方を除名することができることとなりました。

協同組織の地域金融機関である当金庫におきましても、会員の方の加入・脱退の状況を正確に把握することは経営上の重要な課題であり、また、法令・定款に基づく所在不明会員の方への対応は当金庫の出資金取扱事務の合理化、並びにお客様の利益に資するものでございます。

このため、当金庫では平成27年6月開催の通常総代会において定款変更を行い「所在不明会員」の方の除名手続きを迅速に行なえるようにしております。

これにより、今回の総代会にて下記に該当する会員の方が、除名となる場合がございますのでお知らせします。

なお、除名により脱退となられた方は会員の資格を失うこととなりますが、除名された総代会の属する事業年度末より2年間のご請求いただければ出資金の払戻が可能です。

また、住所等が変更になられた会員の方で、当金庫に対し届出住所等の変更手続きがお済みでない方は、お手続き等を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

・所在不明会員の方とは、次の①～③の全てに該当する会員の方で、これらの方は総代会において、除名となる場合がございます。

- ① 5年以上継続して当金庫の事業を利用していない方。
- ② 当金庫の通知又は催告が5年以上継続して到達しなかった方。
- ③ 当金庫への届出住所等に所在していないことが確認できた方。

なお、窓口やATM等でのご入出金等、借入金のご返済、口座振替契約の設定及び口座振替契約に基づく引落としがされた方などは、除名の対象となることはありません。

ただし、5年以上継続して、当金庫の出資のみをお持ちの場合や、当金庫の出資配当金や預金の利息のみが記帳されている普通預金口座のみをお持ちの場合は、「事業を利用している」には該当せず、除名の対象となりますのでご注意ください。

以上